

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	八戸線と交差する一般国道45号及び三陸沿岸道路 久慈北道路こ線道路橋の橋梁定期点検
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 三陸国道事務所長 石渡 史浩 ○国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所 ○岩手県宮古市藤の川4番1号
契約締結日	令和 3年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	○東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 ○岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥9,043,650-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別添契約理由書のとおり
備考	

注) 1 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

# 契約理由書

件名：八戸線と交差する一般国道 45 号及び三陸沿岸道路久慈北道路こ線道路橋の橋梁定期点検

契約の相手方：東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社

随意契約理由：本点検は、J R 八戸線に架かる一般国道 4 5 号湊高架橋及び三陸沿岸道路久慈北道路宇津目こ線橋において、橋梁定期点検要領及び橋梁における第三者被害予防措置要領（案）に基づき、橋梁定期点検及び第三者被害予防措置点検を実施するものである。

湊高架橋及び宇津目こ線橋の点検を実施するにあたっては、運行スケジュールに配慮した点検や資機材の配置計画、鉄道関係基準に則した点検の実施等、鉄道に関する専門的な技術が必要不可欠である。

以上より、本点検の実施にあたり鉄道営業線内での点検を行うことができるのは、豊富な経験を有し、本営業路線の管理者である上記相手方以外に無いと認められる。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項並びに予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、随意契約を行うものである。